

第1号通所事業所

通所介護事業所 なぎさ
運営規程

通所介護事業 運営規程

令和6年5月1日改正

社会福祉法人 海の里

指定第1号通所事業所運営規程

通所介護事業所 なぎさ

第1条 社会福祉法人海の里が開設する通所介護事業所なぎさにおいて実施する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要支援状態又は事業対象者となる者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 通所型サービスの従業者は、利用者の状態に即した自立支援を行い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要に応じて運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上などのサービスを行い、利用者の心身の機能の維持・改善を目標に通所型サービスを提供する。

2 通所型サービスの実施にあたっては、介護予防・日常生活支援総合事業の責任主体である市町村及び地域包括支援センター、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 通所介護事業所 なぎさ
- (2) 所在地 高知市仁井田1618番地18

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第5条 通所型サービスの従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 2人以上（専従1人、兼任1人）
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用の申し込みに係る調整、従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、他の従業者と協力して介護予防通所介護計画の作成等を行う。
- ③ 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の健康の状態を把握するとともに、健康保持のための適切な措置をとり、サービスの提供にあたる。
- ④ 介護職員 6人以上（利用者40人の場合）
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、利用者の心身の状態等をふまえて、必要に応じ日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- ⑥ 管理栄養士 1人以上
管理栄養士は、利用者の状況に応じた給食の提供のための給食管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～土曜日 (日曜日は定休日、年末年始は年間カレンダーによる)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前9時00分～午後5時30分
- (4) 併設施設の電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第7条 1日に通所介護のサービスを提供する定員は40名とする。

(通所型サービスの内容)

第8条 通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 基本サービス (日常生活上の支援)
- (2) 運動器機能向上
- (3) 栄養改善
- (4) 口腔機能向上
- (5) その他、通所型サービスに係るサービス

(通所介護の利用料)

第9条 通所型サービスの利用料の額は、市町村の定める介護予防・日常生活支援総合事業実施要項の額とする。当該通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 1 食事にかかる費用 食事1回分につき 630円

上記費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

- 3 その他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得た者に限り徴収する。

(サービス利用時の留意事項)

第10条 利用者がサービスを受けるにあたり、生命・身体・生活環境等の安全・確保を行うため事業所が規定する留意事項に利用者は従うものとする。

- (1) 看護職員の健康チェックによる入浴中止等の判断に従うものとする。
- (2) 事業所より外出する場合は必ず職員に相談し判断に従うものとする。
- (3) 事業所が設置してある設備の使用にあたっては、職員の指示に従うものとする。
- (4) その他のサービスにあたって利用者は職員の判断に従うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

高知市及び南国市

(緊急時に於ける対応方法)

第12条 通所型サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 通所型サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止のための措置)

第14条 事業者は利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置

を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第15条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 階層別研修 随時

2 従業者は業務上知り得た利用者その家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人海の里と施設の管理者の協議により定めるものとする。

付則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。